

2020年6月26日
定期航空協会

航空機内での喫煙禁止について

(電子たばこ等の使用禁止に対する定期航空協会の取り組み)

電子たばこ等の機内での禁煙について、7月1日より、ポスター掲示や機内アナウンス等でお客様への周知を行います。

機内禁煙については航空会社の運送約款で定められています。

近年、電子たばこや加熱式たばこと呼ばれる、たばこ葉の燃焼を伴わない機器の普及が急速に進んでいることに鑑み、7月1日より、運送約款が改訂され、「(電子たばこ、加熱式たばこその他の)すべての喫煙器具を使用する」喫煙の禁止が明確化されることになりました。

化粧室での電子たばこや加熱式たばこ等の喫煙については、紙巻きたばこと同様に航空法で定める「安全阻害行為等」に該当し、機長による「禁止命令」が交付され、命令に違反した場合は50万円以下の罰金の対象になります。

今回の約款の改正を踏まえ、定期航空協会では、あらたに機内禁煙のポスターを作成し、協会のWEBサイトの他、定期航空協会加盟各社WEBサイトでのアップや、空港のサイネージ等での掲示、機内アナウンス等を広く活用しながら、航空機をご利用いただく多くのお客様に周知することと致します。

加盟航空会社は、機内迷惑行為に対しては、毅然とした対応を行い、全てのお客様に安全で快適な空の旅をお楽しみいただけるよう、引き続き取り組んでまいります。

(ポスターイメージ)「機内では全面禁煙です 罰金の対象にもなります」(別紙)

(定期航空協会 WEB サイト) <http://teikokyo.gr.jp/pressrelease/517/>

(国土交通省航空局 WEB サイト) https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk2_000018.html

連絡先: 定期航空協会 03-5445-7136

溝之上(みぞのうえ)、松本(まつもと)

NO!

機内では全面禁煙です

〈罰金の対象にもなります〉

No smoking on board, you may be fined.



NO!

紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこ等の喫煙器具につきましては、機内で使用できません。

Smoking and the use of all smoking devices in the cabin is prohibited.

特に、化粧室での喫煙は **安全阻害行為等** とみなされ、

安全阻害行為等を行う者に対し、機長は「禁止命令」を行うことができます。【航空法第73条の4第5項】

In particular, smoking in the lavatory is considered a safety hazard,
The captain can issue a "Prohibition Order" to those who perform safety obstruction. 【Aviation Law, Article 73-4, Paragraph 5】



さらに「禁止命令」に従わない場合、50万円以下の罰金が科せられることがあります。【航空法第150条】

In addition, if you do not follow the "Prohibition Order", you may be fined up to 500,000 yen. 【Aviation Law, Article 150】

定期航空協会

The Scheduled Airlines Association of JAPAN

(監修) 国土交通省航空局

Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism